



# 別海町議会会議録

第1号(令和3年9月13日)

## ○議事日程

- |        |           |                                   |
|--------|-----------|-----------------------------------|
| 日程第 1  |           | 会議録署名議員の指名                        |
| 日程第 2  |           | 議会運営委員会報告                         |
| 日程第 3  |           | 会期決定の件                            |
| 日程第 4  |           | 諸般の報告                             |
| 日程第 5  |           | 行政報告                              |
| 日程第 6  |           | 提出案件の概要説明                         |
| 日程第 7  | 議案第 6 2 号 | 令和3年度別海町一般会計補正予算(第4号)             |
| 日程第 8  | 議案第 6 3 号 | 令和3年度別海町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)       |
| 日程第 9  | 議案第 6 4 号 | 令和3年度別海町介護保険特別会計補正予算(第2号)         |
| 日程第 10 | 議案第 6 5 号 | 別海町自治基本条例の一部を改正する条例の制定について        |
| 日程第 11 | 認定第 1 号   | 令和2年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について          |
| 日程第 12 | 認定第 2 号   | 令和2年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 日程第 13 | 認定第 3 号   | 令和2年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 日程第 14 | 認定第 4 号   | 令和2年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第 15 | 認定第 5 号   | 令和2年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について      |
| 日程第 16 | 認定第 6 号   | 令和2年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第 17 | 認定第 7 号   | 令和2年度町立別海病院事業会計決算認定について           |
| 日程第 18 | 認定第 8 号   | 令和2年度別海町水道事業会計決算認定について            |
| 日程第 19 | 報告第 1 1 号 | 放棄した債権の報告について                     |
| 日程第 20 | 報告第 1 2 号 | 令和2年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について |
| 日程第 21 | 報告第 1 3 号 | 専決処分の報告について(根室中部3号主要幹線改良舗装工事)     |
| 日程第 22 | 報告第 1 4 号 | 専決処分の報告について(中春別東町土砂災害警戒区域対策工事)    |
| 日程第 23 | 報告第 1 5 号 | 専決処分の報告について(町道本別誘導線交付金工事)         |

## ○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6		提出案件の概要説明
日程第 7	議案第 6 2 号	令和 3 年度別海町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 8	議案第 6 3 号	令和 3 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 9	議案第 6 4 号	令和 3 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 0	議案第 6 5 号	別海町自治基本条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 1	認定第 1 号	令和 2 年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 2	認定第 2 号	令和 2 年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 3	認定第 3 号	令和 2 年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 4	認定第 4 号	令和 2 年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 5	認定第 5 号	令和 2 年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 6	認定第 6 号	令和 2 年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 7	認定第 7 号	令和 2 年度町立別海病院事業会計決算認定について
日程第 1 8	認定第 8 号	令和 2 年度別海町水道事業会計決算認定について
日程第 1 9	報告第 1 1 号	放棄した債権の報告について
日程第 2 0	報告第 1 2 号	令和 2 年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第 2 1	報告第 1 3 号	専決処分の報告について（根室中部 3 号主要幹線改良舗装工事）
日程第 2 2	報告第 1 4 号	専決処分の報告について（中春別東町土砂災害警戒区域対策工事）
日程第 2 3	報告第 1 5 号	専決処分の報告について（町道本別誘導線交付金工事）

## ○出席議員（16名）

1 番 宮 越 正 人	2 番 横 田 保 江
3 番 田 村 秀 男	4 番 小 椋 哲 也
5 番 外 山 浩 司	6 番 大 内 省 吾
7 番 木 嶋 悦 寛	8 番 松 壽 孝 雄
9 番 今 西 和 雄	1 0 番 小 林 敏 之
1 1 番 瀧 川 榮 子	1 2 番 松 原 政 勝

13番 中村 忠士  
副議長 15番 戸田 憲悦

14番 佐藤 初雄  
議長 16番 西原 浩

○欠席議員（ 0名）

○出席説明員

町 長 曾根 興三  
教 育 長 登藤 和哉  
監 査 委 員 竹中 仁  
総 務 部 長 浦山 吉人  
産業振興部長 門脇 芳則  
教 育 部 長 山田 一志  
病院事務長 三戸 俊人  
選挙管理委員会書記長 入倉 伸顕  
産業振興部次長 佐々木 栄典  
総 務 課 長 入倉 伸顕  
財 政 課 長 角川 具哉  
税 務 課 長 伊藤 輝幸  
西春別支所長他 他田 村康行  
福 祉 課 長 干場 みゆき  
保健課長兼母子センター長 干場 富夫  
農 政 課 長 小野 武史  
商工観光課長 田畑 直樹  
建築住宅課長 川畑 智明  
学 務 課 長 他 宮本 栄一  
生涯学習課長他 他石川 誠  
図 書 館 長 他 堀 啓

副 町 長 佐藤 次春  
代表監査委員 杉本 義久  
農業委員会会長 小野 栄一  
福 祉 部 長 今野 健一  
建設水道部長 伊藤 一成  
会 計 管 理 者 中村 公一  
農業委員会事務局長 内山 宏  
総 務 部 次 長 入倉 伸顕  
教 育 部 次 長 石川 誠  
総合政策課長 寺尾 真太郎  
ふるさと応援・情報推進室長 松本 博史  
防災交通課長 麻郷地 聡  
尾岱沼支所長他 他福原 義人  
介護支援課長 高橋 勇樹  
老人保健施設事務長 竹中 利哉  
水産みどり課長 佐々木 栄典  
管 理 課 長 松田 勝広  
事 業 課 長 外石 昭博  
学校教育課長 池田 卓也  
中央公民館長 新堀 光行

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 小島 実

主 幹 入田 浩明

○会議録署名議員

10番 小林 敏之  
12番 松原 政勝

11番 瀧川 榮子

---

◎開会宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。  
会議に入ります前に申し上げます。  
本会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影及びパソコンの使用と事務局のパソコンの使用を許可しておりますので、申し上げておきます。  
庁舎内は、夏季における服装の軽装化が実施されております。  
議場内においてもネクタイを着用しないことを許可しておりますので、あわせて申し上げます。  
なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、議場内ではマスクを着用するよう御協力をお願いいたします。  
ただいまから令和3年第3回別海町議会定例会を開会いたします。  
ただいま出席している議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。  
10番小林議員。  
○10番（小林敏之君） はい。  
○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。  
○11番（瀧川榮子君） はい。  
○議長（西原 浩君） 12番松原議員。  
○12番（松原政勝君） はい。  
○議長（西原 浩君） 以上、3名を指名いたします。

---

◎日程第2 議会運営委員会報告

- 議長（西原 浩君） 日程第2 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。  
なお、本件は、報告のみであります。  
議会運営委員長。  
○議会運営委員長（小林敏之君） はい。  
9月2日及び9月8日に開催いたしました議会運営委員会で、第3回定例会に係る運営等について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。  
第3回定例会に町側から提出されております案件は、全部で17件であります。  
内容は、令和3年度各会計補正予算3件、条例の一部改正が1件、令和2年度各会計決算認定8件、放棄した債権と決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告が2件、工事請負契約の専決処分の報告が3件であります。  
これら提出案件のうち、各会計補正予算の3件と令和2年度各会計決算認定8件を除いては、委員会への付託は省略し、本会議において、質疑、討論、採決すべきものとし、令

和3年度各会計補正予算及び令和2年度各会計決算認定については、予算決算審査特別委員会に付託して慎重な審査をすべきものと決定いたしました。

また、放棄した債権、決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率と工事請負契約の専決処分の報告につきましては、報告のみであります。

次に、会期及び議事日程であります。

第3回定例会の会期は、9月13日から9月17日までの5日間とし、初日には、町長提出議案の内容説明、質疑を行います。

2日目は休会とし、令和3年度各会計補正予算の審査のため、予算決算審査特別委員会を開催し、その後総務文教常任委員会を行います。

3日目は、一般質問を行い、4日目は休会とし、産業建設、福祉医療の各常任委員会を行います。

5日目最終日は、付託案件の結果報告と町長提出議案の討論、採決を行い、その後議員発議案件の内容説明、質疑、討論、採決等を行うことと決定しました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、田村議員、中村議員、瀧川議員、木嶋議員、外山議員の5名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき、通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、効率的な議会運営と活発な政策議論となるよう、町民にわかりやすい簡明かつ明確な質問や答弁に配慮されますようお願い申し上げます。

次に、請願・陳情等についてであります。

請願・陳情等に係る対応については、慎重に協議いたしました。

その結果は、お手元に配付のとおりであります。

陳情等の写しは、議員控室で閲覧できますので賛同される議員は、議員発議により提出願います。

次に、議員発議案件であります。

現在、予定されております議員提出案件は、3件であります。

内容は、「別海町議会基本条例の制定について」を私、小林が提出し、「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」と「国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書」を木嶋議員からそれぞれ提出されるもので、いずれも定例会最終日に提案することになっております。

最後に発言の機会の付与についてですが、町長ほか職員が、議長の許可により議員の質問に対して、論点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し、議論のポイントを町民の皆様にはわかりやすくするために導入したものであります。

町長を初め執行機関並びに議員各位には、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会で協議しました内容の報告といたします。

---

### ◎日程第3 会期決定の件

○議長（西原 浩君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの5日間をしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。  
したがって、会期は、本日から9月17日までの5日間と決定いたしました。

---

◎日程第4 諸般の報告

- 議長(西原 浩君) 日程第4 諸般の報告を行います。  
諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第5 行政報告

- 議長(西原 浩君) 日程第5 行政報告を行います。  
町長。

- 町長(曾根興三君) おはようございます。  
本日、令和3年第3回の町議会定例会を招集させていただきました。  
議員の皆様方におかれましては、時節柄大変お忙しい中、全員の御出席を賜りましたことを感謝申し上げます。  
定例会開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。  
初めに、新型コロナウイルス感染症についてでございます。  
8月以降、全国で新規感染者が急増し、第5波の急激な感染拡大に歯止めがかからない事態になって、9月12日までを期限としていた緊急事態宣言は、30日まで延長されることとなりました。

国のこの決定を受け、北海道でも10日に対策本部が開催され、延長前とほぼ同様の措置内容が示されましたけれども、本町においても同日対策本部を開催いたしました。

公共施設については、町外の方の施設利用を引き続き控えていただくことを継続した上で、一部の施設や活動を除き、感染防止策を講じた上で、開館を継続することといたしました。この間、空調設備の改修工事を行いました酪農工場乳加工体験施設、また、農漁村加工体験施設につきましても、空調設備環境が整ったことから同様に開館することといたしました。

町民の皆様には、引き続き基本的な感染防止行動を徹底していただくということの上で、必要に応じ施設等を御利用いただき、制限が多い日常にあってもストレスをため込まずに、なるべく普段どおりのお気持ちでお過ごしいただければと願っております。

なお、施設利用が原因としての感染やクラスター発生のおそれが考えられる場合には、施設の利用中止等の対応をさせていただく場合もあることを、あらかじめ御理解いただきますようお願い申し上げます。

さて、8月18日に再設置をした町立別海病院の感染者対応病床では、昨日9月12日現在、1人の方を受け入れております。

8月のピーク時には、最大で6人が入院されたこともあったことから、現時点ではだいぶ落ち着いてきたという感もありますけれども、近隣の町でのクラスター発生という状況も踏まえ、気を緩めずに緊張感を持って、今後も感染対策等に取り組んでいきたいと考えております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてでございますけれども、6月5日から一般高齢者を対象に開始し、その後、基礎疾患をお持ちの方、60歳から64歳の方など順次接種を進めまして、6月からは、クラスター発生防止を目的といたしまして、認

定こども園など児童福祉施設の従事者及び障害者支援施設等の入所者への接種を実施し、7月からは、教職員等の学校関係者及び中学生・高校生に対する接種を一般接種と並行して実施してまいりました。

これらクラスター発生防止を目的とした接種は8月末でおおむね完了し、現在は、10代及び20代の若い世代まで接種が進んでおります。

また、接種券の発送は、8月末時点で満12歳を迎えた小学生、これに対して9月2日に発送を終え、これにより接種対象者となる方々への発送はおおむね完了したところでございます。

ワクチンの接種状況は、これまで町立別海病院の医師の皆様方、医療スタッフ、関係職員の御尽力によりまして、おおむね順調に進められております。昨日9月12日時点で、全接種対象者中、1回目の完了者が83.9%、2回目の完了者が61.7%となっております。

町では、接種を希望される全ての方に対し、10月末までに2回の接種を完了できるよう、引き続き円滑なワクチン接種の実施に努めてまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

それでは、ここから産業の動向について、報告をいたします。

酪農畜産情勢ですが、町内の生乳生産は、本年1月から7月末までで、29万8,000トン、これは対前年比に対して101%、販売額で言いますと312億7,000万円、これは対前年比にしますと99.7%、ちょっと下がっておりますけれども、いずれも前年並みに推移しております。

牧草の生育状況につきましては、7月中旬から下旬の高温小雨から、8月に入ると極端な多雨日照不足に転じた影響もあり、9月1日現在の収穫状況では、例年よりも4日ほど遅い状況となっております。

一方、飼料用トウモロコシにつきましては、平年より5日早い生育状況となっております。

また、家畜の暑熱被害ですけれども、これにつきましては7月1日から8月31日までの間で、3頭が日射病及び熱射病を発症し、1頭が廃用となり、残り2頭は回復している状況です。

次に、水産業の状況です。

野付・別海両漁協における本年8月までの漁獲量は、水揚数量では2万4,400トン、これは対前年比で言いますと130%でございます。金額で申し上げますと60億7,400万円、これは対前年比で160%となっており、昨年よりも大きく上回り、これは例年の水揚げに戻りつつあるという状況でございます。

これは、昨年、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、海外輸出や国内向けの生鮮出荷が停滞していたホタテ漁が、中国や台湾などへの活貝の輸出が今期好調に推移しているために、大きく上回った要因となっております。

一方で、本町の主要漁業である秋サケ定置網漁は、例年9月1日に解禁しているところでございますけれども、川への遡上数確保のため、自主規制によりまして5日間遅らせまして、9月6日から操業が始まり、水揚げ状況は昨年の同時期と比較しますと、若干上回るものの、例年から比べると低調な滑り出しとなっております。

今年の根室海区における来遊予測では、記録的な不漁であった昨年よりもさらに6.7%を下回る、全体で161万匹という予想されておりました、漁獲量に大変危惧を

しているところでございます。

今年は、昨年よりも秋サケが地場に戻りやすい水温になっているとも聞いてはいますが、本格操業に向けて、今後の来遊状況や価格の動向に期待を寄せているところでございます。

次に、商工業と観光についてです。

別海町中小企業振興行動指針に基づく担い手育成の一環として、昨年に引き続き、7月に別海高校生徒と地元企業との懇談会を実施いたしました。

懇談会には、企業10社が参加しまして、生徒は20名の生徒が参加いたしました。

生徒と企業が直接対話することで、業務内容や職種への理解が深まり、地元企業への就職希望者の増加と、そして、就職後の早期離職の防止、これの一助になるものと考えております。

観光客の入込数につきましては、7月末現在で5万4,000人と、前年の3万8,000人よりは若干増加しておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によるイベントの中止や外出自粛要請によりまして、とても例年どおりに回復したとは言い難い状況が続いております。

一日も早く、新型コロナウイルス感染症が終息を迎え、交流人口が以前と同様の増加することを願うばかりでございます。

建設工事等の発注状況でございますけれども、これは8月末現在で、工事及び業務委託を合わせまして、86件、金額で約14億6,000万円と、今年度予定の64%を発注しております、おおむね計画どおり進捗している状況です。

今後の入札につきましては、工事では2カ年国債、2年にまたがる国債での道路工事、また、業務委託では、町有車両による除雪業務など予定しているところでございます。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

---

#### ◎日程第6 提出案件の概要説明

○議長（西原 浩君） 日程第6 提出案件の概要について説明があります。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

それでは、本定例会に提出いたしました議案等について、その概要を説明いたします。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程されました際に詳細を説明いたしますので、私からは概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は議案が4件、認定が8件、報告が5件であります。

議案第62号は、令和3年度一般会計補正予算です。

主な内容ですが、中山間地域等直接支払交付金事業や、コロナ禍の影響により執行中止となった事務事業の精査などにより、関連する事業費を減額する一方で、ふるさと応援寄附金の積立金、ふるさと応援制度推進事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業の増額や、新型コロナウイルス感染症対策として実施する、私立認定こども園空調機器設置補助事業、民間高齢者施設の防災・減災対策推進事業に対する間接補助事業、酪農研修牧場の財務健全化に向けた取り組みに対する負担金事業などの、これらの増額により、5億4,770万円を増額補正するものであります。

次に、議案第63号令和3年度国民健康保険特別会計補正予算は、コロナ禍の影響によ

り執行中止となった事務事業の精査などにより、関連する経費を減額する一方で、令和2年度決算確定に伴う、国民健康保険災害等臨時特別補助金及び新型コロナウイルス感染症の財政負担に対する保険給付費等特別交付金の精算返還金により、4,460万円を増額補正するものであります。

議案第64号令和3年度介護保険特別会計補正予算は、コロナ禍の影響により執行中止となった事務事業の精査などによって、関連する経費を減額する一方で、令和2年度の介護給付費等精算返還金を計上し、1,660万円を増額補正するものであります。

次に、議案第65号別海町自治基本条例の一部改正については、本条例の制定から10年が経過しており、この内容に関し、条例自体の根幹に関わるものではありませんが、表現や表記について修正する箇所があることから、このたび、所要の改正を行おうとするものです。

認定第1号から認定第8号までの8件は、令和2年度各会計決算の認定についてです。

地方自治法の規定に基づき、各会計の決算について監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

報告第11号は、放棄した債権の報告についてです。

別海町債権管理条例に基づき令和2年度中に放棄した債権について、議会に報告するものです。

報告第12号令和2年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の意見を付して議会に報告するものです。

報告第13号から報告第15号は、専決処分の報告についてです。

いずれも工事請負契約の一部を変更する必要が生じ専決処分を行ったことから、その内容について議会に報告するものであります。

以上で、提出いたしました議案の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

---

#### ◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第10 議案第65号については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第10 議案第65号については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第7 議案第62号から日程第9 議案第64号まで

○議長（西原 浩君） 日程第7 議案第62号令和3年度別海町一般会計補正予算（第4号）、日程第8 議案第63号令和3年度別海町国民健康保険特別会計補正予（第2号）、日程第9 議案第64号令和3年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号）の3件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この3件の補正予算については、予算決算審査特別委員会に付託し詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

それでは初めに、議案第62号令和3年度別海町一般会計補正予算（第4号）の説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

議案第62号の内容説明させていただきます。

別冊の令和3年度別海町一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和3年度別海町一般会計補正予算（第4号）。

令和3年度別海町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億4,770万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ200億3,110万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正で補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

1 款町税、2 項で2,722万1,000円の増。

1 0 款地方特例交付金、1 項で273万4,000円の減。

1 1 款地方交付税、1 項で1億7,341万円の増。

1 5 款国庫支出金、1 項と2 項で7,871万5,000円の増。

1 6 款道支出金、2 項で1億8,443万円9,000円の減。

1 7 款財産収入、2 項で83万4,000円の増。

1 8 款寄附金、1 項で7億30万円の増。

1 9 款繰入金、1 項で1億6,235万9,000円の減。

2 0 款繰越金、1 項で1,031万5,000円の増。

2 1 款諸収入、5 項で11万9,000円の減。

2 2 款町債、1 項で9,344万4,000円の減。

歳入合計で5億4,770万円の追加です。

次に、3ページにお進みください。

歳出です。

1 款議会費、1 項で154万9,000円の減。

2 款総務費、1 項から4 項で7億964万円の増。

3 款民生費、1 項と2 項で2,392万6,000円の増。

4 款衛生費、1 項で5,277万5,000円の増。

6 款農林水産業費、1 項で2 億2,393 万6,000 円の減。

7 款商工費、1 項で331 万7,000 円の減。

8 款土木費、1 項と2 項及び4 項で223 万3,000 円の減。

9 款消防費、1 項で11 万3,000 円の減。

10 款教育費、1 項と5 項及び6 項で749 万3,000 円の減。

歳出合計で5 億4,770 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ200 億3,110 万円とするものです。

4 ページをお開きください。

第2 表、債務負担行為補正で、1 件の追加です。

酪農研修牧場円滑化支援事業負担金は、酪農研修牧場の持続的研修機能の強化に向けた取り組みに対し、負担金を支出するもので、期間は、令和4 年度から令和6 年度までの3 年間、限度額は6,000 万円とするものです。

次に、第3 表、地方債補正で、1 件の変更です。

臨時財政対策債は、発行可能額の決定により、補正前の限度額から9,344 万4,000 円を減額し、補正後の限度額を3 億8,155 万6,000 円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法については変更がありません。

一番下段、合計になりますが、補正前の限度額16 億6,010 万円から9,344 万4,000 千円を減額し、補正後の限度額を15 億6,665 万6,000 円とするものです。

次の、5 ページから30 ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は、全て省略をさせていただきます。

以上で、議案第62 号一般会計補正予算（第4 号）の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第63 号令和3 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2 号）の説明を求めます。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

議案第63 号の内容説明をいたします。

別冊の令和3 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算書の1 ページをお開きください。

令和3 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2 号）。

令和3 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2 号）は、次に定めるところによる。

第1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,460 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25 億3,500 万円とする。

第2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開きください。

第1 表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

4 款繰入金、2 項で 2,465 万 7,000 円の増。

5 款繰越金、1 項で 1,994 万 3,000 円の増。

歳入合計で 4,460 万円の増額です。

次に、歳出です。

1 款総務費、1 項で 25 万 7,000 円の減。

5 款保健事業費、1 項で 10 万円の減。

7 款諸支出金、1 項で 4,495 万 7,000 円の増。

歳出合計で 4,460 万円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 25 億 3,500 万円とするものです。

3 ページから 8 ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第 63 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第 64 号令和 3 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明を求めます。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（高橋勇樹君） 議案第 64 号の内容説明をいたします。

別冊の令和 3 年度別海町介護保険特別会計補正予算書 1 ページをお開きください。

令和 3 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）。

令和 3 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,660 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 120 万円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第 1 表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で説明します。

まず、歳入です。

1 款保険料、1 項で 231 万 6,000 円の増。

3 款国庫支出金、2 項で 102 万 8,000 円の減。

7 款繰入金、2 項で 1,366 万 2,000 円の増。

8 款繰越金、1 項で 165 万円の増。

歳入合計で 1,660 万円の増額です。

次に、歳出です。

1 款総務費、1 項で 9 万 1,000 円の減。

3 款地域支援事業費、3 項で 26 万 1,000 円の減。

5 款諸支出金、1 項で 1,695 万 2,000 円の増。

歳出合計で 1,660 万円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 12 億 120 万円とするものです。

3 ページから 8 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、説明を省略いたします。

以上で、議案第64号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、議案第62号から議案第64号までの令和3年度別海町各会計補正予算の3件についての内容説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の令和3年度別海町各会計補正予算の3件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号から議案第64号までの3件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま全員による予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第10 議案第65号

○議長（西原 浩君） 日程第10 議案第65号別海町自治基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総合政策課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総合政策課長。

○総合政策課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第65号別海町自治基本条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案は、4ページ、議案資料は1ページから4ページになります。

別海町自治基本条例は、多くの町民との関わりを経まして、本町のまちづくりに関する最高規範として平成23年4月1日に施行されてから、本年度、ちょうど10年を迎えました。

この間、町民・地域コミュニティ、そして、議会・行政が、本条例の下、協働をテーマにまちづくりを進め、あわせて、その推進に係る達成度などについては、町民からなる自治推進委員会により、総合的に検証・検討されてまいりました。

現在も自治基本条例に掲げられる、協働のまちづくりへの成熟に向け、まだまだ発展の最中にありますので、今回の改正は、条例の根幹部分に触れるものではございません。

しかし、制定から10年という節目を迎え、条文には、より適切な表現を用いること、そして、草案として示されておりました「別海町議会基本条例案」との文言の整合を図ることを目的に、自治推進委員会での検討を経て、本案を提出するものであります。

それでは、議案本文の朗読は省略させていただき、議案資料で説明いたします。

議案資料の1ページお聞きください。

条例の新旧対照表で、右側が改正前、左側が改正後となっています。

第3条第3号、行政の用語の定義において、改正前の「町長及び」を削り、改正後において、執行機関の後に「並びにその補助機関及び附属機関」を加え、また、次の第3条第4号、執行機関の用語の定義において、改正前の「町長部局」を「町長」に改めるものです。

これにつきましては、これまで町長を執行機関に含めていませんでしたが、自治法等に基づく一般的な定義として、町長は執行機関であるため、本条例上の定義もそれにならうものです。

次に、第16条第1項では、改正前の「住民・議会及び町長の発議により」の「及び」を「又は」に改めるものです。

こちらは、及びを用いると、住民投票を行うには、住民・議会・町長の3者の発議が必要であると読み取れるため、又はを用い、いずれかの発議で良いという本来の趣旨を明らかにするための改正です。

続きまして、2ページにわたり、議会の設置に関する改正前第25条の、町民の「信託」、1つ飛ばしまして、議員の責務に関する改正前第29条第1項の、町民の「信託」、そして、3ページをお開きいただき、町長の設置に関する改正前第32条の、町民の「信託」、これらの「信託」という文言を、改正後において、それぞれ「負託」に改めるものです。

これらですが、負託は、責任を持たせて任せるという意味でありまして、議会の設置や議員の責務、そして町長の設置を成文化するうえで、信託よりも適しているため、改正するものです。

2ページにお戻りいただきまして、第28条です。

改正前の第28条第1項「この条例の基本理念、基本原則及び本条例の定め」とありますが、基本理念も基本原則もこの条例で定められているものであり、並列して本条例の定めという文言で結んでいるため、重複しております。よって、改正前の「及び本条例の定め」を、改正後において「その他の規定」に改めるものです。

なお、同様の趣旨で、次の第29条第1項、続く、第31条第1項、3ページをお開きいただきまして、第33条第1項、そして、第34条第1項をそれぞれ改正しております。

また、第34条の見出しにおきましては、改正前の「執行機関」を、改正後において「行政」に改めております。

これにつきましては、「行政」の用語定義の改正にあわせたものとなっております。

4ページにお進みください。

第45条の改正は、その第2項で改正前の「前項の規定により」を、改正後において「委員会からの意見等を参考に検討し」に改めるものです。

これは、前項、第1項の規定は、自治推進委員会を設置するという規定であり、この設置規定と、第2項の「条例の見直しが必要な場合」に至るまでの結びつきがわかりにくい条文でありますことから、その前提について具体的に記述し、わかりやすく整理するものです。

その他、3ページの第33条第4項、3ページ下段から4ページ前段の第36条第2項、続く、第37条第4項につきましては、ほかの条文との整合のため、改正前と後において、漢字表記をひらがな表記にする整理を併せて行っております。

最後に、附則としまして、「この条例は、公布の日から施行する。」とするものです。

以上、議案第65号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第65号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

---

午前11時00分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

### ◎日程第11 認定第1号から日程第18 認定第8号

○議長（西原 浩君） 日程第11 認定第1号令和2年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第12 認定第2号令和2年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13 認定第3号令和2年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14 認定第4号令和2年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15 認定第5号令和2年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16 認定第6号令和2年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17 認定第7号令和2年度町立別海病院事業会計決算認定について、日程第18 認定第8号令和2年度別海町水道事業会計決算認定についての8件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この8件の決算認定については、予算決算審査特別委員会に付託し詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

認定第1号から認定第8号までの令和2年度別海町各会計決算についてですが、決算書が大冊ですので、議案資料により決算の概要を一括して説明し、議案説明とさせていただきます。

それでは、議案資料の5ページをお開きください。

資料は、5ページから7ページまでです。

6ページから説明をいたします。

最初に、令和2年度別海町一般会計及び特別会計「決算概要」です。

1、一般会計及び特別会計「決算概要」。

単位は、円で表示をしております。

認定番号、会計名、歳入収入済額、歳出支出済額、歳入歳出差引残額、うち基金繰入額の順に申し上げます。

1、一般会計、収入済額で205億9,559万5,518円、支出済額205億

2,873万9,957円、差引残額6,685万5,561円、うち基金繰入額は4,000万円となっております。

2、国民健康保険特別会計、収入済額24億4,204万8,292円、支出済額24億109万5,197円、差引残額で4,095万3,095円、うち基金繰入額2,100万円。

3、下水道事業特別会計、収入済額で6億7,391万4,920円、支出済額で6億7,377万7,465円、差引残額13万7,455円。

4、介護サービス事業特別会計、収入済額で4億8,489万7,432円、支出済額で4億8,478万4,654円、差引残額で11万2,778円。

5、介護保険特別会計、収入済額で11億1,238万6,651円、支出済額で11億772万6,251円、差引残額466万400円、基金繰入額が300万円です。

6、後期高齢者医療特別会計、収入済額1億8,604万2,666円、支出済額で1億8,558万7,166円、差引残額で45万5,500円となっております。

次に、下段の2、一般会計及び特別会計「実質収支に関する調書」。

単位は、千円で表示をしております。

認定番号、会計名、歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額、翌年度へ繰り越すべき財源、実質収支額、うち基金繰入額の順に申し上げます。

1、一般会計、205億9,559万6,000円、歳出総額205億2,874万円、差引額6,685万6,000円、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額654万円、実質収支額は6,031万6,000円、うち基金繰入額4,000万円。

2、国民健康保険特別会計、24億4,204万8,000円、歳出総額24億109万5,000円、差引額4,095万3,000円、実質収支額は同額の4,095万3,000円、基金繰入額は2,100万円。

3、下水道事業特別会計、6億7,391万4,000円、歳出で6億7,377万7,000円、差引額で13万7,000円、繰越明許費繰越額6万円、実質収支額は7万7,000円。

4、介護サービス事業特別会計、4億8,489万7,000円、歳出総額4億8,478万5,000円、差引額で11万2,000円、実質収支額につきましても同じく11万2,000円。

5、介護保険特別会計、11億1,238万6,000円、歳出で11億772万6,000円、差引額で466万円、実質収支額につきましても同額の466万、うち基金繰入額につきましてもは300万円。

6、後期高齢者医療特別会計、1億8,604万2,000円、歳出で1億8,558万7,000円、差引額で45万5,000円、実質収支額につきましても同額の45万5,000円となっております。

次に、資料の7ページです。

令和2年度別海町一般会計及び特別会計決算「財産の概要」についてです。

初めに、1の公有財産ですが、決算年度末の数値で申し上げます。

土地地積合計、9,299万3,180平方メートル。

建物延面積合計、22万4,708平方メートル。

山林面積合計、6,618万9,489平方メートル。

山林立木推定蓄積量合計、73万4,013立方メートル。

有価証券の合計、株券で1億1,567万円。

出資による権利の合計、9億9,874万円。

次に、右側の2の物品・債権・基金についてです。

決算年度末の数字で申し上げます。

物品の合計、車両で159台。

債権合計、貸付金で6,765万1,000円。

基金合計、25基金の預金額で30億2,737万円。

再掲ですが、定額運用基金の状況です。

運用基金につきましては、基金会計が直接支出できるものですが、これにつきましても年度末残高で申し上げます。

早坂善也奨学基金、預金で241万5,000円。

土地開発基金、預金額で1億96万5,000円。

なお、土地開発基金の土地については、ゼロとなっております。

次に、下段の、令和2年度別海町各企業会計「決算概要」です。

単位は、円で表示をしております。

7の町立別海病院事業会計、収益的収入及び支出の事業収益、決算額で22億4,337万7,879円、事業費用決算額では23億1,642万4,975円、資本的収入及び支出では、資本的収入決算額で5億3,219万1,000円、資本的支出決算額で6億1,524万3,572円となっております。

次に、8の水道事業会計では、収益的収入及び支出の事業収益決算額で10億6,626万7,877円、事業費用決算額で8億3,380万2,156円、資本的収入及び支出では、資本的収入決算額で1億7,930万3,000円、資本的支出決算額で5億3,825万7,315円となっております。

以上、認定第1号から認定第8号までの各会計決算の要点について説明をさせていただきました。

なお、本件認定につきましては、決算書に監査委員の各会計決算審査意見書をつけ、主要な施策の成果一覧表を添付しておりますので、申し添えます。

以上で、説明を終わります。

○議長（西原 浩君） お諮りします。

ただいま上程中の令和2年度別海町各会計決算認定の8件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま全員による予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

---

◎日程第19 報告第11号

○議長（西原 浩君） 日程第19 報告第11号放棄した債権の報告についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は、報告のみでありますことを申し添えます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

報告第11号の内容説明をいたします。

議案の14ページをお開きください。

報告第11号放棄した債権の報告について。

本件は、別海町債権管理条例第16条の規定に基づき、放棄した債権について同条例第17条の規定により報告をするものです。

議案の15ページにお進みください。

令和2年度債権放棄調書になります。

債権の名称及び債権放棄の理由ごとに御説明いたします。

初めに、住宅使用料です。

条例第16条第1号、生活保護法による保護を受けており、資力の回復が困難である理由によるものは、2人、55件で、1,497,600円。

条例第16条第6号、消滅時効が完成し、かつ所在不明等により債務の履行意志の有無を確認することができない理由によるもので、1人、27件で、551,400円です。

住宅使用料合計で、3人、82件で、2,049,000円です。

次に、町立別海病院の診療費です。

条例第16条第1号、生活保護法による保護を受けており、資力の回復が困難である理由によるものは、1人、1件で、50,000円です。

最後に、水道料金です。

条例第16条第1号、生活保護法による保護を受けており、資力の回復が困難である理由によるものは、1人、53件で、23,636円。

条例第16条第4号、徴収停止の措置を執った日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが困難又は少額の債権額に対して徴収経費が上回るなど不適當である理由によるものは、7人、69件で、105,683円、水道料金合計で、8人、122件で、129,319円です。

いずれも、令和3年3月に債権放棄をしております。

以上で、報告第11号の内容説明を終わります。

---

◎日程第20 報告第12号

○議長（西原 浩君） 日程第20 報告第12号令和2年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は、報告のみでありますことを申し添えます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

報告第12号の内容説明をいたします。

議案の16ページをお開きください。

報告第12号令和2年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において毎年度健全化判断比率を、公営企業においては資金不足比率を、その算定の基礎となる事項を記載した書類とともに監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該各比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないと規定されており、ここに報告をするものです。

なお、監査委員の意見につきましては、令和2年度決算財政健全化審査及び経営健全化審査意見書を別に配付させていただいております。

また、本日、議会への報告と併せて、町のホームページ上でも公表を、「広報べつかい」には、決算の状況と併せて公表予定でありますことを申し添えます。

それでは、各比率の状況について御説明いたします。

下の表を御覧ください。

まず、最初の表で、健全化判断比率です。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標があります。

1つ目の実質赤字比率は、一般会計の実質的な赤字額が標準財政規模に占める比率を表し、財政運営の深刻度を示すもので、この比率が生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

令和2年度の一般会計の決算は黒字となったことから、赤字比率は生じておりません。

2つ目の連結実質赤字比率は、公営企業会計を含む全ての会計を合算し、赤字の程度を示すものですが、一般会計及び特別会計の全ての会計で黒字決算、また、公営企業会計は、流動資産が対象となる流動負債を上回っていることから、こちらも赤字比率は生じていません。

3つ目の実質公債費比率は、地方債元利償還金などの債務が標準財政規模に占める比率を表し、債務の財政負担の大きさや資金繰りの危険度を示すもので、過去3カ年の平均比率となります。

令和2年度の比率は12.3%となり、地方債の発行が制限される早期健全化基準の25.0%や、財政再生計画を義務づけられる財政再生基準の35.0%を大きく下回っておりますが、前年度比較では0.3%の増となりました。

4つ目の将来負担比率は、地方債元利償還金や債務負担行為額の将来負担すべき実質的な債務が標準財政規模に占める比率を表し、債務の負担が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

令和2年度の比率は80.0%で、こちらも早期健全化基準である350.0%を大きく下回ってはおりますが、前年度からは2.0%の増となりました。

次に、その下の表で、資金不足比率です。

資金不足比率は、公営企業の経営状況を表す指標で、公営企業の資金不足額が事業規模に占める比率を表します。

本町では、下水道事業特別会計、町立別海病院事業会計、別海町水道事業会計の公表となりますが、令和2年度は、3つの会計全てにおいて資金不足額がなかったことから、資金不足比率は生じていない内容となっております。

以上で、報告第12号の内容説明を終わります。

---

◎日程第21 報告第13号から日程第23 報告第15号まで

○議長（西原 浩君） 日程第21 報告第13号専決処分の報告について、根室中部3号主要幹線改良舗装工事、日程第22 報告第14号専決処分の報告について、中春別東町土砂災害警戒区域対策工事、日程第23 報告第15号専決処分の報告について、町道本別誘導線交付金工事の3件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

なお、本件は、報告のみでありますことを申し添えます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

報告第13号から第15号の3件につきましては、一括して説明させていただきます。

議案の17ページをお開きください。

報告第13号から第15号の専決処分の報告につきましては、いずれも地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

各報告につきましては、順次、専決処分書を朗読し、説明させていただきます。

最初に、報告第13号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年8月31日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和2年12月18日議案第101号により議決を経て締結した、根室中部3号主要幹線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「1億4,586万円（内消費税及び地方消費税額1,326万円）」を「1億4,624万5,000円（内消費税及び地方消費税額1,329万5,000円）」に改める。

変更の内容につきましては、道路法面工において、当初、芝の種の吹き付けでの仕上げを予定していたところ、土壌の関係から張芝に変更したことにより、38万5,000円の増額となったものです。

次に、報告第14号。

議案18ページをお開きください。

報告第14号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年8月31日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和2年9月18日議案第78号により議決を経て締結、令和3年5月7日に専決処分した、中春別東町土砂災害警戒区域対策工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「7,416万2,000円（内消費税及び地方消費税額674万2,000円）」を「7,478万9,000円（内消費税及び地方消費税額679万9,000円）」に改める。

変更の内容につきましては、当初、概数としていた構造物撤去工・共通仮設費・用地境界杭復元測量の数量確定により、62万7,000円の増額となったものです。

次に、報告第15号。

議案19ページにお進みください。

報告第15号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年8月31日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和3年7月29日議案第56号により議決を経て締結した、町道本別誘導線交付金工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「5,016万円（内消費税及び地方消費税額456万円）」を「5,000万6,000円（内消費税及び地方消費税額454万6,000円）」に改める。

変更の内容につきましては、路盤工において、当初使用する予定であった再生コンクリート骨材を確保できないことが判明したため、切込砂利に変更したこと。また、地権者との協議により、取付道路に変更が生じたこと。排水構造物工において、概数が確定したことにより、15万4,000円の減額となったものです。

以上で、報告第13号から報告第15号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

特別委員会及び常任委員会開催のため、明日9月14日を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、明日9月14日を休会にすることに決定いたしました。

---

### ◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は予算決算審査特別委員会を午前10時から開きますので、御参集願います。

皆さん、御苦労さまでした。

散会 午前11時35分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員